

一 技師長 塚本利番 (取締役)
 前 二 昭工會ノシタル行為ニ對シ監督不行屬ニ付テ一月間日報酬ノ奉款ヲ俸
 還セラルヘシ
 一 你主任 伊藤誠一
 前 二 昭工會ノシタル行為ニ對シ監督不行屬ニ付テ三月間月俸一割ヲ減ス
 一 你主任 高島亥太郎 岡田 豊 渡辺四郎 茂田永吉
 前 二 昭工會ノシタル行為ニ對シ監督不行屬ニ付テ一月間月俸一割ヲ減ス
 一 你主任 杉浦政藏 付田 栄
 前 二 昭工會ノシタル行為ニ對シ監督不行屬ニ付テ三月間月俸一割ヲ減ス
 一 東京營業所主任 長歌義治

(二)
 (4)

労務第一五五五編
 昭和十年八月七日

警視總監 小栗一雄

10. 8. 13
 148

内務大臣 後藤 文 夫
 社 會 局 長 官 殿

高砂香料株式會社労務爭議ニ關スル件

(第三報) 解決

要旨 本月首労資會見交渉結果を右表ニ掲出スル如ク全對資側ニ受領解決ヲ

標記會社ノ爭議ハ本月二日解決シタルカ 状況左ノ通り

一 經過

(一) 容月二十四日午前十時頃従業員代表永末智 中野竹次郎ノ